

保存版

令和7年度 農業用塩化ビニール 農業用ポリエチレン 収集のお知らせ

適正処理して、再資源化

「野焼き」、「不法投棄」をなくして、
きれいな環境づくりを進めましょう。



行方市農業用廃プラスチック収集処理対策協議会

問い合わせ 行方市役所 農林水産課 ☎0291-35-2111

事業の目的等

行方市農業用廃プラスチック収集処理対策協議会では、行方市の農業の維持発展を図るため、使用済み廃プラスチックの適正処理の普及・啓発活動をすすめることを目的としています。生産者から排出される使用済み塩化ビニール、ポリエチレン等の適正な収集事業を茨城県農林振興公社園芸リサイクルセンターと共同で行うことにより、野外焼却や放置などの不法処理を回避することで、環境の保全を図ることを推進しています。

なお、使用済み農業用廃プラスチックは、各個人が適正に処理することが法律により定められています。

収集できるもの

収集は「農ビ」と「それ以外のもの」（農ポリ、農POなど）に分けて行っています。

収集した後の処分方法が違うので、必ず区別して下さい。

- 農業用塩化ビニール（農ビ）……**農ビ**と表示されているもの。
- 農業用ポリエチレン（農ポリ）……農ポリには以下の種類があります。

ハウス等被覆用ポリ、マルチフィルム、カンレイシャ、ポリコンテナ、遮光シート、果実下敷材（農ビは×）、防虫・防風ネット、キュウリ等作物ネット、灌水・散水チューブ、プラスチック鉢、水稻育苗箱、園芸用ポット、園芸用育苗トレイ、肥料袋（編物含む）、マイカ線、不織布（パオパオ等）

- 著しく品質が劣化し、リサイクルできないもの。農ビ・農ポリで受け入れできないものは、その他粗悪品として収集します。

（例：農業空容器、畦シート、ブルーシート、園芸用連結ポット、フィルム留め具等、緑マルチフィルム、ホース、発泡スチロール）

※詳細につきましては、農業用使用済みプラスチックの回収について（令和7年度版）をご参照ください。

- 農業空容器について

中身は全て処分し、容器を洗浄してください。未使用や中身が残っているものはお受けできません。

初回搬入時に必要なもの

農業用塩化ビニール及び農業用ポリエチレンの収集は登録制となっています。

- 新規に登録する方は、印鑑と登録料の持参をお願いします。
- 令和6年度から継続する方は、登録料のみ持参をお願いします。

年間登録料	1,000円
-------	--------

※対象者は、「行方市内に住所を有するもの」とします。

収 集 処 理 費

重量に応じて料金がかかります。

料金の算出方法については、積込車両の全重量から車両重量を差し引いて算出します。

排出者負担額

農業用塩化ビニール	40円/kg
農業用ポリエチレン	40円/kg
そ の 他 粗 悪 品	140円/kg

収 集 に あ た っ て

- よく乾燥させて土や泥を十分に取り除き、作物の残さ、木片、ハトメの金属片、ハトメ穴に通した紐などの異物を取り除いてください。
- ヤケ等によりリサイクルできないものは除いてください。
- 3t車以上での搬入は、ハンディスケール（計量板）の破損の恐れがあるためご遠慮ください。
- ビニールについている補修テープ、接着テープ、養生テープは取り除いて下さい。
- 遮光シート、防虫・防風ネット等は1m×1mに切ってから搬入してください。
切断できない場合はその他の粗悪品としての扱いになります。

場 所 ・ 時 間 ・ 日 程

行方市内全域を対象とします。場所と時間をお間違えのないようにお願いします。

①北浦第2グラウンド	行方市山田3049	9時00分～12時00分	市内全域
------------	-----------	--------------	------

■農ビ（計3回）

日 程	8/1	10/10	2/6
-----	-----	-------	-----

■農ポリ（計9回）

日 程	7/4	8/19	9/29	10/20	11/11	11/27	12/12	1/27	2/20
-----	-----	------	------	-------	-------	-------	-------	------	------

■その他の粗悪品（計3回）

日 程	8/1	10/10	2/6
-----	-----	-------	-----

②茨城県園芸リサイクルセンター	(農ビのみ) 下記※を参照
-----------------	---------------

※「茨城県園芸リサイクルセンター」（地図②参照）へ農ビを直接搬入する場合は、排出者負担金が41.8円となります。

なお、農ビを直接搬入する際は、事前に市役所農林水産課へ連絡を頂いた後、園芸リサイクルセンターと日程調整が必要ですので、ご注意ください。

農業用使用済みプラスチックの回収について (令和7年度)

茨城県農林振興公社では、県と一体となり県内の農業用使用済みプラスチックの回収・処理を行っています。

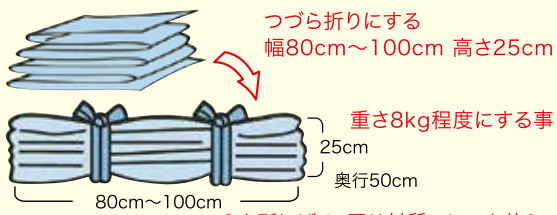
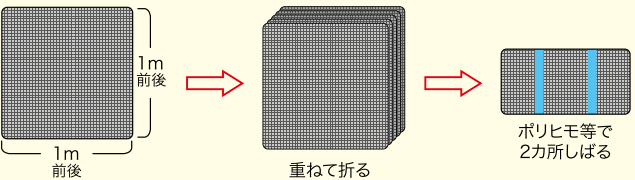
農業用使用済みプラスチックは法律で、農業者自らの責任で適正処理することが義務づけられています。

回収は「農ビ」と「農ポリ」に分けて行っています。分別していない場合は回収できません。

◆ 農業用塩化ビニールフィルム(農ビ) ※塩ビ管は回収できません

ハウス等被覆用農ビ ●「農ビ」には「農ビ」と統一マークがプリントしてあります。 	●荷造りにあたっての注意点(農ビ) ●よく乾燥させて泥を十分に取り除き、作物の残さ、木片、ハトメ(金属以外も全て)、紐、補修テープなどの異物を取り除いてください。 ●荷造りは下図を参考にしてください。 ふろしき包み、のり巻き包み にはしないでください。
●ヤケや劣化等によりボロボロ、パリパリ崩れてしまう物はリサイクル出来ないため回収出来ません。 	 つづら折りにする 幅 80cm~100cm 高さ 25cm 重さ 10kg 程度とし、2カ所し ばる。同じ材質のヒモを使う。 (農ビはビニールの端切れ) ※マイカ線ではしばらないでください。

◆ 農業用ポリエチレンフィルム等(農ポリ、農PO、農サクビ等) ※緑マルチは回収できません。

●荷造りにあたっての注意点(農ポリ) ●よく乾燥させて泥を十分に取り除き、作物の残さ、木片、ハトメ(金属以外も全て)ハトメ穴に通した紐などの異物を取り除いてください。 ●荷造りは下図①②を参考にしてください。ふろしき包み、のり巻き包みにはしないでください。 ●農ポリは回収場所から直接処分会社に搬入します。機械破損の原因となりますので、絶対に農ビや異物・回収不可品が混入しないようにしてください。	
図① ○ハウス等被覆用ポリ ○マルチフィルム ○防鳥、防風ネット  つづら折りにする 幅80cm~100cm 高さ25cm 重さ8kg程度にする事 25cm 奥行50cm 80cm~100cm 2カ所しばる。同じ材質のヒモを使う。 (ポリは市販のポリヒモ又は端切れ)	図② ○防虫、防鳥、防風ネット ○カンレイシャ ○遮光シート ○遮光ネット ○その他回収可のシート・ネット類  1m 前後 1m 前後 重ねて折る ポリヒモ等で 2カ所しばる 幅1m・長さ1m前後に切断し何枚か重ねて適宜折り高さ25cm前後に梱包する。

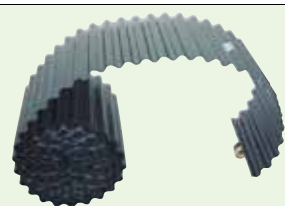
ポリ回収不可×

× 緑マルチ(深緑色も含む)



塩素を含んでいるため

× 畦シート



塩素を含んでいるため

× ブルーシート



塩素を含んでいるため

× フェルトシート



ポリエチレンでないため

× 保温パイプ



塩素を含んでいるため

× フィルム用留め金



塩素を含んでいるため

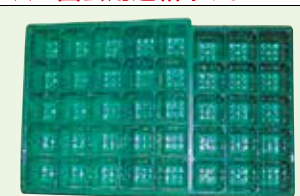
× ストロー状の果実下敷材



× 農薬容器



× 園芸用連結ポット



塩素を含んでいるため

その他ポリ回収不可品

- 発泡スチロール
- 結束バンド
- 農業用のヒモ(天然素材を含むもの)
- 支柱棒(アーチパイプ)
- ホース類
- 波板シート
- 油、ガス、毒物など危険物を入れていた容器
- 素材に塩素が含まれている物
- 金属などが含まれている物

ポリ回収可○

○ ポリコンテナ・プラ鉢



園芸用プランターも○

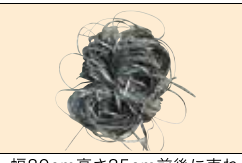
○ 遮光シート



アルミ蒸着は○

荷造り方法は図②のとおり

○ マイカ線



幅80cm高さ25cm前後に束ねて縛る

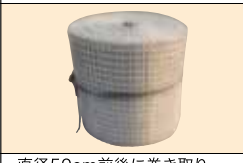
○ ポリタンク



中を洗浄する

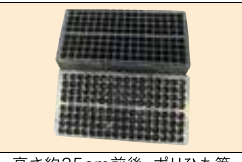
縦横十字にカットする

○ カンレイシャ(寒冷紗)



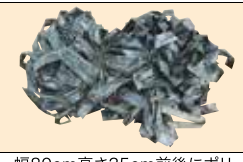
荷造り方法は図②のとおり

○ 園芸用育苗トレイ



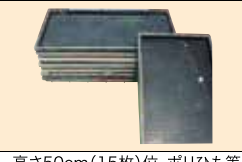
高さ約25cm前後、ポリひも等で縛る

○ 灌水・散水チューブ



幅80cm高さ25cm前後にポリひも等で縛る

○ 水稻育苗箱



高さ50cm(15枚)位、ポリひも等で2カ所縛る。③バラで出さない

○ 園芸用ポット



肥料袋に詰める

○ 防鳥・防風ネット



荷造り方法は図①または図②もしくはロール状にする

○ 防虫・防風ネット



1m×1mにカットする

荷造り方法は図②のとおり

○ キュウリ等作物ネット



1m×1mにカットする

荷造り方法は図②のとおり

○ 不織布(パオパオ等)



荷造り方法は図①のとおり

○ 肥料袋(ポリ袋・編物)



高さ25cm前後、ポリひも等で縛る

○ コンバイン袋



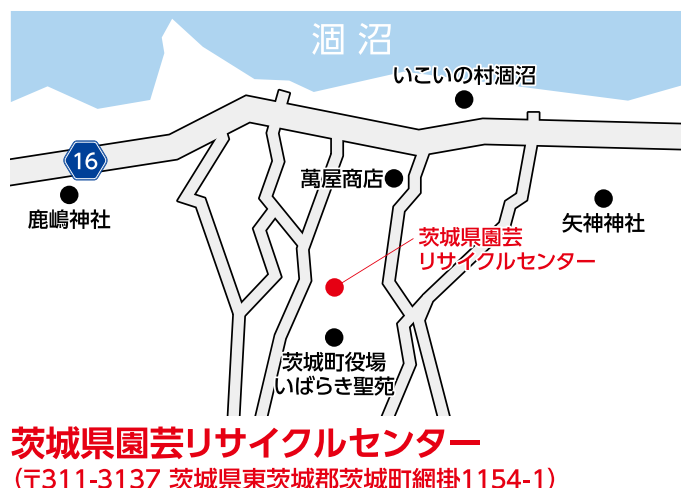
ハドメ・金属類は外す

高さ25cm前後、ポリひも等で縛る

① 北浦第2グラウンド



② 茨城県園芸リサイクルセンター



野焼き・投棄による処理は禁止されています！

行方市においては、廃棄物の屋外焼却による苦情を受け付けた場合、現場を確認し、適正に処理するよう指導しています。

- (1) 使用済み農業用廃プラスチック・廃ビニール（以下、「廃プラ」）は、法律で産業廃棄物とされ、「使用した者が自らの責任で正しく処理しなければならない」と定められており、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条の2」で廃棄物の焼却は原則禁止されています。
- (2) 野焼きや不法投棄など不適正に処理した場合は、5年以下の懲役又は1,000万円（法人の場合、3億円）以下の罰金、若しくはその両方が課せられます。
- (3) 野焼きや不法投棄をなくし、廃プラを適正に処理していくため、行方市では「行方市農業用廃プラスチック収集処理対策協議会」を設置し、廃プラ収集を実施しています。